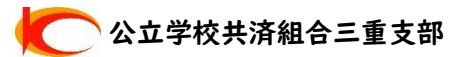


重要

短期組合員の掛金徴収に係る留意事項



公立学校共済組合三重支部

短期組合員資格の取得にあたり、給与及び賞与から控除させていただく掛金について当月に徴収できない場合の取扱いについてお知らせします。

1. 資格取得月の掛金徴収

一部の短期組合員は勤務実績により、その次月に給与が支給されます。その場合は任用開始月の掛金はその次月に2か月分を控除させていただきます。

例：4月に資格取得した場合

4月に支給される給与：無し

5月に支給される給与：4月勤務実績により支給

→ 5月に支給される給与から4月分及び5月分を控除させていただきます。

以降は、6月に支給される給与から6月分を控除というように、毎月控除させていただきます。

なお、この取扱いは令和4年10月より新規に雇用される方が対象となり、令和4年9月以前から雇用されており、10月に給与が支給される方については通常どおり、10月に支給される給与から10月分を控除させていただきます。

2. 給与から掛金を控除することができない月の掛金徴収

給与が支給されない月、又は実績により給与額が少額であった月につきましても、上記1と同様に次月に支給される給与から2か月分を控除させていただきます。

例：8月の勤務実績が無い又は少ないため、9月に支給される給与が無い又は少額の場合

→ 10月に支給される給与から9月分及び10月分を控除させていただきます。

以降は、11月に支給される給与から11月分を控除というように、毎月控除させていただきます。

【事務担当】

公立学校共済組合三重支部 福祉班

TEL 059-224-2989

FAX 059-224-2990